

## 資料編

## I 介護サービスの種類

## (1) 居宅介護サービス・介護予防サービス

サービス名	サービス概要
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの日常生活上の世話をを行うサービスです。
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	寝たきりなどの理由で自宅での入浴が困難な要介護（要支援）者に対して、移動浴槽を居宅に運び込み、入浴介護を行うサービスです。
訪問看護・介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問して、看護ケアの提供など療養生活の支援を行うサービスです。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、看護職員、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが居宅を訪問し、医学的な管理や指導を行うサービスです。
通所介護	デイサービスセンターに日帰りで通い、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所などに日帰りで通い、理学療法、作業療法などのリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスです。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療施設に短期間入所し、医師や看護職員、理学療法士などによる医療や機能訓練、日常生活上の支援などを受けるサービスです。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	車いすや介護用ベッドなど、利用者の日常生活上の便宜を図ったり、機能訓練をするための福祉用具を借りることができるサービスです。
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	介護保険を利用し、入浴や排せつ関連の特定福祉用具を購入することができるサービスです。
住宅改修・介護予防住宅改修	手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取り換えなど、所定の小規模な住宅改修を行うとき、費用の一部が支給されるサービスです。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設に指定された有料老人ホームなどに入居している要介護（要支援）者が、介護保険を使って、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。
居宅介護支援・介護予防支援	介護保険の居宅介護（介護予防）サービスが適切に利用できるよう、ケアマネジャーが個々の心身の状況や家庭環境、利用希望などを考慮して総合的なサービス利用計画を作成するサービスです。

## (2) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

サービス名	サービス概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護と、通報による随時対応の訪問介護を組み合わせて利用するサービスです。 令和6年3月末現在、本市には当該サービス事業所はありません。
地域密着型通所介護	日中、定員が18名以下の地域密着型通所介護事業所に通い、食事、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象とした通所介護サービスです。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心として、利用者の希望などに応じて訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事などの介護やその他日常生活上の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。
認知用対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が、少人数で共同生活する住居において、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活の世話、機能訓練を受けることができるサービスです。 ただし、要支援Ⅰは対象となりません。
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が29名以下の有料老人ホームなどの特定施設で、入居している利用者が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他必要な日常生活上の世話を受けられるサービスです。 令和6年3月末現在、本市には当該サービス事業所はありません。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で、入所している利用者が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他必要な日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられるサービスです。 令和6年3月末現在、本市には当該サービス事業所はありません。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービスです。

### (3) 施設介護サービス

サービス名	サービス概要
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、在宅で適切な介護が受けられない人を対象に、施設に入所していただき、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。
介護老人保健施設（老人保健施設）	病状がほぼ安定期にあり、治療より看護、介護やリハビリテーションを中心とする医療面と生活サービスを必要とする人を対象に、施設に入所していただき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。
介護医療院	平成 30 年度に創設された「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」などの医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護保険施設です。
介護療養型医療施設	長期療養が必要な人や老人慢性疾患の入所者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話、機能訓練、必要な医療を行います。 国の方針により、令和 5 年度末で廃止となりました。

## 2 唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、市民及び関係者の意見を反映させるため、唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者の現状及び計画の目標年度における状況
- (2) 高齢者福祉介護サービスの現状及び評価並びに課題
- (3) 高齢者福祉介護サービスの今後の取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉事業関係者
- (4) 高齢者福祉介護サービス事業者
- (5) 介護保険被保険者
- (6) 市及び関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員長は、必要に応じ、委員会に諮って作業部会を設置することができる。

2 作業部会は、第2条各号に掲げる事項のうち、委員長が命じた事項を処理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢者支援課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 3 策定委員会委員名簿

区分	推薦団体等	氏名（敬称略）	作業部会	
			高齢者福祉 グループ	医療・介護 グループ
学識経験者	西九州大学	占部 尊士		
	佐賀県弁護士会	田坂 茜		
医療関係者	唐津東松浦医師会	阿部 智介		○
	唐津東松浦歯科医師会	田邊 隆		○
	唐津東松浦薬剤師会	冨永 雄介		○
	佐賀県看護協会	坂本 美奈子		○
福祉事業 関係者	唐津市民生・児童委員連絡協議会	中山 重夫	○	
	唐津市老人クラブ連合会	峯 信廣	○	
	唐津市ボランティア連絡協議会	山口 恭弘	○	
	佐賀県社会福祉士会	山崎 英樹	○	
介護サービス 事業者	唐津東松浦老人ホーム連絡協議会	吉田 英康		○
	唐津福祉会	岸川 敏介		○
	唐津市社会福祉協議会	吉田 稔		○
	唐津・東松浦地区介護支援専門員協議会	井上 優慶		○
被保険者代表	唐津地区	緒方 哲哉	○	
	浜玉地区	堀 邦江	○	
	厳木地区	徳光 弘江	○	
	相知地区	塚邊 則子	○	
	北波多地区	近河 文子	○	
	肥前地区	岩本 未央子	○	
	鎮西地区	平河 登	○	
	呼子地区	釣川 文枝	○	
七山地区	松隈 哲也	○		
行政機関	唐津保健福祉事務所	原 和弘		
	唐津市保健福祉部	田中 寿幸		

任期：委嘱日から令和6年3月31日まで

## 4 計画の策定経過

### (1) 策定委員会

会議	時期	議題
第1回	令和5年 8月8日	(1)はじめに (2)計画策定について (3)人口の将来見通 (4)高齢者要望等実態調査結果の特徴と課題 (5)計画策定スケジュール案 (6)作業部会について
第2回	令和5年 11月30日	(1)高齢者施策等の状況(第8期の計画値、実績値、評価、課題) (2)介護保険事業の状況・特性(現状値、将来推計値、他自治体比較) (3)計画(骨子案)
第3回	令和6年 1月9日	(1)計画(素案)について(サービス見込み量等の内容を含む) (2)パブリックコメントの実施について (3)第9期の介護保険料基準額の検討状況について
第4回	令和6年 2月26日	(1)パブリックコメント結果について (2)唐津市第11期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)について

### (2) 作業部会

会議	時期	議題
医療・介護グループ 作業部会	令和5年 9月21日	(1)介護人材・介護現場の生産性向上などについて (2)介護保険事業の適正化・安定した制度運営のための財源確保等について (3)医療介護連携による保険支出の抑制について
高齢者福祉グループ 作業部会	令和5年 10月10日	(1)第10期高齢者福祉計画の主要事業の実施状況と次期計画への展望について (2)介護予防と生活支援の推進について (3)介護予防事業について (4)地域密着型介護サービス事業所の整備計画について (5)各立場別(民生・児童委員、老人クラブ、ボランティア連絡協議会、社会福祉士会)の高齢者福祉に関するご意見(要望・提案・住民の声・考え など)について

## 5 用語集

用語		説明
か行		
か	ケアプラン(介護サービス計画)	介護保険で要介護状態と認定された、在宅あるいは施設に入所している利用者に対して、介護保険の各種サービスを給付金額、認定の有効期間、心身の状況、希望などを考慮しながら作成される援助計画のことです。
か	介護支援専門員(ケアマネジャー)	要介護者からの相談に応じて、要介護者がその心身の状況に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、施設との連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する者のことです。
か	介護者	要支援・要介護者を介護する人のことです。
か	介護相談	介護支援相談のこと。主として居宅において介護を受ける高齢者や養護者に係わるもので、特に専門的知識と技術を必要とする相談や指導を指します。デイサービスセンターや在宅介護支援センターにおいて行われています。
か	介護保険施設	施設サービスの提供主体となる「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」「介護老人保健施設(老人保健施設)」「介護医療院」「介護療養型医療施設(令和5年度末で廃止)」の4施設の総称です。
か	介護予防・日常生活支援総合事業	平成29年度から始まり、「介護予防・生活支援サービス事業」と、「一般介護予防事業」とで構成され、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした市の独自事業のことです。
き	機能訓練	疾病や負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練のことをいいます。訓練の内容としては、歩行、起き上がり等の基本動作の訓練、レクリエーション等(社会的機能訓練)があります。介護保険サービス対象者については、通所リハビリテーションのサービスを受けることになります。
き	基本チェックリスト	日常生活で必要となる機能(生活機能)の状態を確認する25項目の調査票で、生活機能の低下の恐れがある高齢者を早期に把握し、適切なサービスへつなげることにより、状態の悪化を防ぐためのツールです。
き	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業を行うことが認められた事業所のことです。事業所指定は、市が行います。
き	居宅サービス	在宅サービスのことで、具体的には次のサービスがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○通所介護</li> <li>○短期入所生活介護</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○住宅改修</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○通所リハビリテーション</li> <li>○短期入所療養介護</li> <li>○特定施設入居者介護</li> <li>○特定福祉用具販売</li> <li>○居宅介護支援</li> </ul>
こ	後期高齢者	75歳以上の高齢者のことです。

用語		説明
こ	高齢化社会	高齢化率が7%～14%未満の社会のこと。14%～21%を高齡社会、21%を超えた社会を超高齡社会と定義されています。
こ	高齢化率	総人口に占める老年人口(65歳以上人口)の割合のことです。
こ	高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センターは、過疎地域や離島等の高齢者に対して、介護支援機能、居住機能や交流機能を総合的に提供できるようデイサービスセンターに居住部門を合わせて整備した小規模多機能施設です。ここでは、 ①デイサービス ②一定期間の住居の提供 ③各種相談、助言、緊急時の対応 ④在宅福祉サービスの利用手続きの援助 ⑤各種事業や交流のための場の提供などを行います。
さ行		
ざ	在宅介護支援センター	在宅の寝たきり老人等の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に24時間体制で応じ、適切な各種の保健福祉サービスが受けられるよう、市町村等の関係行政機関やサービス実施機関等との連絡調整を行います。また、介護機器コーナーが常設されています。
し	施設サービス	施設入所型サービスのことで、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」の4施設が提供主体となります。施設入所サービスは、原則要介護認定を受けた要介護3以上の判定を受けた人だけが利用することができます。
し	施設入所者	「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「介護医療院」「介護療養型医療施設」のいずれかの施設に入所している人のことです。
し	指定居宅サービス事業者	居宅サービス事業の指定を受けた事業所のことです。
し	社会福祉協議会	市町村を単位に地域住民が主体となって地域における社会福祉事業に関する企画や調整などを行ったり、地域の福祉関係機関・団体相互の連絡調整を行うなど、社会福祉の増進を図るために活動する民間の自主的な団体です。介護保険においては、訪問介護サービスの担い手としての役割も大きく認められます。
し	手段的自立度(IADL)	買物・電話・外出等、高い自立した日常生活を送る能力。手段的日常生活動作能力のことをいいます。
し	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	障がいをもつ高齢者の心身の状況により、日常生活自立度の程度を表すもので4ランクに分かれます。
し	ショートステイ	在宅の寝たきり高齢者等の介護者が、病気や介護疲れなどの理由で、一時的に介護ができなくなった場合に介護者に代わって、その高齢者を短期間(原則として7日以内)特別養護老人ホーム等で預かりお世話する在宅福祉サービスです。
し	身体介護	訪問介護(ホームヘルプ)の仕事内容の1区分。食事の介助、排せつの介助、衣類着脱の介助、入浴の介助、身体の清拭・洗髪、通院等の介助その他

用語		説明
		必要な身体の介助を具体的な内容とします。
せ	生活援助	訪問介護（ホームヘルプ）の仕事内容の1区分。調理、衣類の洗濯・補修、住宅等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事を具体的な内容とします。→身体介護
せ	生活習慣病	以前成人病といわれていたもの。1996年12月の公衆衛生審議会の答申の中でこの言葉が提唱されました。元来成人病は、がん、心臓病、脳卒中の40歳頃より増える病気を現す概念でした。当時厚生省は、これらの病気について早期発見・早期治療を行うことを目的としていましたが、時代の変遷とともにこれらの病気の発症を防ぐ（一次予防）方向へと転換してきました。一次予防のためには、生活習慣を変える必要があるため、このような言葉が作り出されたともいえます。生活習慣の中には、食生活、飲酒、喫煙、感染、スポーツや運動、職業等が含まれます。
せ	前期高齢者	65歳以上75歳未満の高齢者のことです。
<b>た行</b>		
た	第1号被保険者	介護保険制度での65歳以上の人のこと。介護保険料の徴収方法は、原則として年金から天引きされます。
た	第2号被保険者	介護保険制度での40歳以上65歳未満の人のこと。介護保険料の徴収方法は、被保険者が加入する公的医療保険（健康保険や国民健康保険など）の保険料に上乗せして徴収されます。
ち	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、子ども、高齢者、障がい者など、全ての市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。
ち	地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのことです。
ち	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関のことです。
ち	地域密着型サービス	高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるようにするためのサービス体系のことで、以下のサービスがあります。 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
で	デイサービスセンター	デイサービスを提供する施設の名称です。

用語		説明
<b>な行</b>		
に	認知症高齢者の日常生活自立度	認知症高齢者の心身の状況を判断する目安として使用されている基準であり、Ⅰ（ほぼ自立）・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ（専門医療を必要とする）及び正常の8ランクに分かれています。
に	認知症高齢者	認知症高齢者とは、一旦正常に発達した知能が後天的な脳の器質的障害などにより持続的に低下している状態の高齢者のことをいいます。
に	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことをいいます。
<b>は行</b>		
は	8050 問題	80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことをいいます。親の経済的困窮や要介護状態に加え、子どもの社会的孤立の長期化（引きこもり、離職、障害など）・高齢化などが背景にあり、親の衰えや病気による親子共倒れが懸念されています。
ひ	避難行動要支援者	災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人のことをいいます。
ふ	フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像のことをいいます。
ほ	訪問看護ステーション	訪問看護制度は、在宅の寝たきりまたはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が必要と認めた対象者に対し、看護師等が訪問し、介護に重点を置いた看護サービスを提供するものです。訪問看護ステーションは、この制度を運営していく事務所として、主に病院、老人保健施設内に設置されています。
ほ	訪問指導	保健師等が寝たきりの状態にある者や認知症高齢者等の家庭を訪問し、本人や家族に対して療養上の生活指導をはじめとした、種々の保健指導を行うことをいいます。
<b>や行</b>		
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものことをいいます。
ゆ	有料老人ホームの介護サービス（特定施設入居者生活介護）	一部の有料老人ホームにおいて、食事や掃除、洗濯などの家事サービスの他に、必要時に介護サービスも提供する事業のことです。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢や身体能力に関わりなく、全ての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすることです。
よ	要援護高齢者	心身の障がいまたは疾病等により、日常生活を行う上で、何らかの援助が必要な老人のことをいいます。要援護高齢者は要介護老人と虚弱老人に分類されます。

資料編

用語		説明
よ	要介護者	要介護状態にある65歳以上の人、もしくは、要介護状態にある40歳以上65歳未満の人で、特定疾病（政令に定められている、加齢となって生じる心身の変化に起因する疾病）によって、身体上または精神上の障がいを持つと認められた人。区分は、要介護1～5までの5段階です。
よ	養護老人ホーム	養護老人ホームは、65歳以上の者であって、体が衰えているために日常生活に支障がある場合、あるいは住宅に困窮している場合などの「身体上もしくは精神上または環境上」の理由及び本人の属する世帯が生活保護を受けているか、市町村民税の所得割を課されていない場合の「経済的理由」により居宅での生活が困難な者を入所させる施設です。入所については、唐津市を通じて行うこととなります。
よ	要支援者	介護保険制度の要支援認定で「要支援1」、「要支援2」に該当する人で、生活機能が改善する可能性が高い人として位置づけられ、予防給付（介護予防サービス）の対象となります。

## 唐津市 第11期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月 令和6年3月

発行 唐津市 保健福祉部 高齢者支援課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL 0955-72-9230 FAX 0955-73-8451

HP <http://www.city.karatsu.lg.jp/>

Eメール [koureisha-shien@city.karatsu.lg.jp](mailto:koureisha-shien@city.karatsu.lg.jp)